

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年1月8日（平成28年（行情）諮問第10号）

答申日：平成28年9月12日（平成28年度（行情）答申第312号）

事件名：特定の事案に關与した公務員等の出勤簿（平成27年9月分）の一部
開示決定に關する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「兵庫労働局が決定した開示決定等（特定文書番号特定日付け）事案に關与した公務員の出勤簿 平成27年9月分」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，審査請求人が開示すべきとし，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は，不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に關する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成27年10月7日付け兵労開第15号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，出勤日の押印部分について，これを取り消し，不開示部分の開示を求めるといふものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

出勤日の押印部分は，法5条1号ただし書ハの職務遂行の内容に係る情報である。

また，処分庁は，審査請求人に回答票なるものを送付し，回答させているが，出勤簿については，年間出勤簿である旨の説明を一切しておらず，審査請求人に，出勤簿については，「月」単位で作成しているように誤認させ回答させている。全く汚いやり方である。

（2）意見書

ア 本件で，諮問庁は，原処分の一部を変更し，原処分で不開示とした部分の一部を開示するという理由説明には，特に異論はない。

イ 本件で，諮問庁が不開示部分の理由説明については，審査請求人は，対象文書を見ていないので，今のところ，意見が言える立場ではな

い。

しかしながら、諮問庁は、別添出勤簿（添付省略）を開示しているが、それと同様の出勤簿が開示されれば、審査請求人は特段に意見はない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分の一部を変更し、原処分で不開示とした部分の一部を開示したうえで、その余は原処分を維持することが妥当と考える。

2 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、特定開示決定等の決裁に関与した職員の出勤簿であると考えられ、当該特定開示決定等に係る起案を行った職員及び決裁を行った職員計10名の「平成27年の出勤簿」を本件対象文書として特定した。

(2) 出勤簿について

出勤簿には、①「氏名」、②「月日ごとの押印」、③「月日ごとの出張、研修表記」、④「月日ごとの休暇・欠勤等表記」に係る情報が記録されるものであり、さらに、⑤「④の小計」、⑥「④の合計」、⑦「摘要」の各項目が設けられている。

原処分においては、1月から8月分及び10月1日分の②・③・④、9月分の④、1月から9月分の⑤・⑥並びに⑦を不開示としている。

(3) 審査請求人が開示を求めている部分の不開示について

法に基づく開示請求は、原則一行政文書ごとに行い、開示決定等も行政文書ごとに行うものである。

本件対象文書として特定した出勤簿については、1月から12月までをA4用紙1枚の両面に印刷し、職員の1年間の出勤状況等について記録することができる様式となっているので、請求者がたとえ開示請求書において特定月に係る開示を求める記載を行った場合であっても、1年間分の出勤簿について、法5条各号不開示情報該当性を審査して不開示部分を決定し、法5条各号不開示情報に該当しない部分についてはすべて開示しなければならないところ、原処分においては、請求者が9月分のみの開示を求める記載を行ったことを理由として、1月から8月分及び10月1日分の②・③・④について、法5条各号不開示情報該当性を審査することなく一律に不開示としている。

当該原処分については、法の趣旨に照らし適切ではないので、原処分で不開示とした1月から8月分及び10月1日分の②・③・④のうち、下記(4)の部分を除き、開示することが適当である。

なお、⑤・⑥・⑦の不開示部分については、請求者は、本審査請求において開示を求めていることから、不開示を維持するものである。

(4) 不開示情報該当性について

出勤簿に記録された④については、職員の休暇の種別、その原因ないし内容や取得状況を示す情報であり、これらの情報は各職員の健康や生活の方針、態度に関わるなど各職員の私生活の内容に関するものであり、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イないしハに該当しないため、不開示とすることが妥当である。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「出勤日の押印部分は、5条1号ただし書ハの職務遂行の内容に係る情報である。」等と主張しているが、不開示情報該当性については、上記(4)で示したとおりであることから、審査請求人の主張は失当である。

3 結論

以上のとおり、原処分については、これを一部変更し、1月から8月分及び10月1日分の②・③については開示することとし、その余は原処分を維持することが妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| ① 平成28年1月8日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月19日 | 審議 |
| ④ 同年2月15日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ 同年8月26日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年9月8日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「兵庫労働局が決定した開示決定等（特定文書番号特定日付け）事案に関与した公務員の出勤簿 平成27年9月分」であり、処分庁は、法5条1号に該当するとして、当該文書の一部を不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、出勤日の押印部分の開示を求めているところ、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとしているが、その余の部分については、法5条1号に基づき、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書は、「兵庫労働局が決定した開示決定等（特定文書番号 特定日付け）事案に關与した公務員の出勤簿 平成27年9月分」であり、それぞれ、①「氏名」、②「月日ごとの押印」、③「月日ごとの出張、研修」、④「月日ごとの休暇・欠勤等」が記録されるものであり、さらに、⑤「④の小計」、⑥「④の合計」、⑦「摘要」の各項目が設けられていることが認められる。また、このうち、②並びに③及び④の一部に押印が認められる。

処分庁は、本件対象文書の1月から8月分の②ないし⑥、9月分の④ないし⑥及び10月1日分の②ないし④並びに⑦の一部を不開示としている。

諮問庁は、1月から9月分の④ないし⑥及び10月1日分の④並びに⑦の一部については原処分を維持することとするが、1月から8月分及び10月1日分の②及び③については、開示することが適当であると説明する。

- (2) そこで、審査請求人が開示すべきとする出勤日の押印部分が一部に認められる④の不開示部分について検討するに、本件対象文書は、職員の氏名の記載があることから、それぞれ職員ごとに、全体として法5条1号本文前段の個人の情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、当該職員の私生活の内容に関する情報である休暇等の取得情報が記載されており、当該職員の公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるとは認められず、同号ただし書ハに該当しないと認められる。

また、当該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、さらに同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

さらに、本件対象文書においては、職員の氏名が開示されていることから、法6条2項に基づく部分開示の適用の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子